

令和2年度第2回木更津市情報公開・個人情報保護審査会 会議録

○開催日時：令和2年7月21日（火） 午後1時30分から午後4時30分まで

○開催場所：木更津市役所駅前庁舎8階 会議室1

○出席者氏名

審査会委員：鬼形むつ子、清水幸雄、白石哲也、山田次郎

木更津市：高浦総務部長 渡邊総務次長

（事務局）総務部総務課 安田課長、渡辺係長、河上主査、芝田主任主事、梅田主任主事

市長公室経営改革課：渡辺次長、時田主任主事

財務部市民税課：有馬課長補佐

財務部収税対策室：露崙副主幹、松島主査

総務部総務課：瀬川係長

火葬場建設準備室 君塚室長、鈴木主幹、横山主任主事

○公開非公開の別：公開 審査請求に係る部分のみ非公開

○傍聴人の数：0人

○会議の内容

渡辺係長 定刻前ではありますが皆さんおそろいですので、令和2年度第2回木更津市情報公開個人情報保護審査会を始めさせていただきたいと存じます。木更津市情報公開個人情報保護審査会規則第3条第1項の規定により会長が議長となると定められておりますので、議事進行につきましては、清水会長にお願いしたいと存じます。

清水会長、よろしく願いいたします。

清水会長 どうもありがとうございます。規定によりまして議長を務めさせていただきます。

ご協力のほどよろしく願いいたします。初めに、本日の出席者の確認でございますけれども。

渡辺係長 本審査会の会議は木更津市情報公開個人情報保護審査会規則第3条第2項により、委員の過半数が出席しなければ開くことができないとされております。

審査会の委員定数は5名。本日、成瀬委員から事前に欠席のご連絡をいただいておりますので、出席委員4名となっております。

清水会長 ありがとうございます。ご報告のように、本日の出席者4名、委員の過半数が出席しておりますので本日の審査会は成立致しました。

今日お諮りする事案、諮問事項が3件ございます。まず前回の続きから始めさせていただきます。審査請求に係る部分以外は本審査会は公開するということよろしいでしょうか。

ご意見ございませんので、本審査会は後半を除きまして、公開させていただきます。議題

に入る前に連絡事項ですけれども、毎回のことですが委員の皆様の中でもし会議中に退席をされる、早くお帰りになれる用ができたという方がいらっしゃいましたら、退席前に私に一言お声をかけていただきたいと思います。それでは議題に入らせていただきたいと思いません。

次第によりまして諮問事項でございますが、前回からの議題につきまして、事務局からご説明を頂きたいと思えます。

渡辺係長 まず今回配布させていただいた資料について確認をさせていただきます。

A3の用紙で左上をホチキスでとめたものがございまして、左上に評価書P16と書かれたA3のものが2枚。右上の方に修正収税対策室資料2、と書かれたものが2枚。あとA4で特集番号制度に向けた準備と書かれたA4のものが1組となっております。

それ以外に前回配らせていただいた資料もございまして、お手元にはないものはございましてでしょうか。

清水会長 ページ16とページ14が2枚ずつあって、計4枚ということによろしいですか。

渡辺係長 そうです。

清水会長 これが前回いただいたものと差し替え部分ということですね。

渡辺係長 修正の部分となります。では前回ご指摘いただきまして、重点項目評価書を修正した点について、担当課の方からご説明をいたします。

有馬係長 市民税課の有馬と申します。よろしくお願ひします。

今回お配りした資料ですね、評価書P16と書かれている資料、こちらがですね市民税課の資料になります。もう一つ右上に収税対策室資料と書かれているのが収税対策室の資料になります。こちらにつきまして先週第1回目の審査会におきまして、市民税と収税対策室で表記を統一するようご指摘がございましたので、表記を合わせまして、1回目の審査会から修正した部分には下線を引いてあります。この下線を引いてある部分が修正している部分になりますので、下線のない部分は修正がない部分ということでご承知ください。

なおですね、市民税と収税で同じ修正を行っておりますので説明の方も併せてさせていただきますので、よろしくお願ひいたします。

まず市民税の資料ですね、評価書P16と書かれている部分になります。こちらの補足説明Qの部分になります。収税対策室の説明資料ですと、6ページの補足説明のFになりますけれども、一つ目が覗き見を防ぐためのついたてや覗き見防止フィルターの設置について。二つ目が職員がやむを得ず長期間離席する場合のスクリーンセーバーの作動について。こちらについて、収税対策室と表記を統一させていただいております。内容については特に変更はございません。

清水会長 今回はこれで結構だと思いますが、補足説明Qの2の部分、職員がやむを得ず、この点は前回もお聞きしたつもりではいるんですが、どんな場合がやむをえないか。長時間離

席の時にガイドラインがあるのかないのか。あるんだったら書いてもらいたい。

有馬係長 原則といたしまして、離席する場合は端末を閉じておく。個人画面が見えないように。ケースとして考えられるのがお客様との接客時間が長引いてしまったために、例えば5分以上経ってしまってスクリーンセーバーが起動するという場合を想定しております。

清水会長 お尋ねしているのはやむを得ず長時間離席するのが許されるのはどういう場合だと。

松島主査 収税対策室の松島です。よろしく申し上げます。ご指摘いただきました、やむを得ずということに関しましては、災害時等、パソコンを落とす、ログイン画面に戻す余裕がない場合を想定させて頂いておりますので、一般的な事務を進めていくうえでは離席時には必ずシステムを終了させていく、もしくはパソコンの蓋を閉じるとログアウトするような仕組みとなっておりますので、そこを徹底したうえで、それでも大地震等ございましたので今回このように記載をさせていただいています。よろしくお願いたします。

清水会長 それがどこかでわかるといいですねと。

松島主査 はい。

清水会長 本来長時間席を離れてはいけないのにしかし、離れざるをえなかったと。例えば機関銃でも持って脅迫等、様々なケースがあると思うんです。この文章だけを読むと、やむを得ず長時間離席する場合というのがいくつかありそうな気がして、おっしゃっていることはおそらくそうではない。結果として離れてしまったということをお話になられてるんですね。

いま挙げられた例はそういうケース。だとすれば、やむを得ずの判断は本人がすることではないですね。

松島主査 はいそうですね。

清水会長 離席する、ではなく離席した。本人の意思によらず離席してしまったと、せざるを得ないという時に備えて5分間いなかったらスクリーンセーバーが落ちると。ということですね。工夫してください。評価書の13ページ、これのご説明は。

有馬係長 よろしいでしょうか。次のページ、市民税課資料ですと13ページへと変更、Sの部分になります。収税対策室の資料ですと、7ページのHの部分になります。

こちらについては再委託のリスクに対する具体的な方法についての部分になります。主な内容について変更はございません。

ただし、再委託を含めた業務体制推進体制の提出が、再委託了承後ではなく、了承前に提出するものとした上で、収税対策室と表記を統一させていただいております。こちらについての説明は以上になります。

清水会長 言葉尻にこだわるわけではございませんけれども、具体的な方法のところでお書きで、なお、市は履行状況を報告させ、全体完了を行うこととする。履行状況を報告させることによって全体完了をするということですのでよろしいでしょうか。それとも履行状況を報告さ

せるなど、ほかのことも含めて様々な方法で全体完了を行うということによろしいのでしょうか。

松島主査 清水委員がおっしゃられる後者の考え方でおりますので、あくまでも受け身ではなく、市の方から積極的に管理を進めていきたいというふうに考えております。

清水会長 それはどこでわかりますか。

松島主査 すいません。記載からは読み取れないと思われまして内容の方も一度精査させていただきます。

清水会長 多分、文字面の表現の問題だろうと思います。本文の方が原則として再委託は行えないけれども事前に再委託先を含めて業務推進体制等を書面で提出させると。書面審理だったよね。

そして市が適当と認めた場合、再委託の承諾をしました。そしてその報告をさせますと。という全部高みから下を見て、自分でやってないで書面で報告をさせるということで処理をしていると読めるのですが、そうじゃなかったんじゃないのかなと、もっと対応して場合によっては、そこに書く必要はないですけど、直接再委託先に指導ができるとか。あるいは再委託先に何か要求できるとか。

こういうことがあって初めて全体管理をしているといえると思うんですが。それはここからだちょっと読み取れないんじゃないか。

もちろん変更前は委託先が責任を持つんだという表現があったものですから、それはそれで結構だと思いますけれども。たぶん特定個人情報というのは漏れていくのはこういうところからだと思いますので。

1点だけ質問よろしいですか。12ページの下から2行目のところ。本人確認情報が表示される端末だという記載がございますが、もともと特定個人情報の仕様の話をしておりますので、特定個人情報が入っているけれども本人確認情報が表示されていない端末というのはあり得るんですか。

有馬係長 市民税課の端末の方でございますが、本人確認情報が表示されない端末はないと考えております。

清水会長 そうすると意味がないですね。

有馬係長 この言葉だけだと確かにおっしゃるとおり。

清水会長 もともとが特定個人情報が表示される、入っている端末だという意味合いでスタートするんですよね。私がちょっとわかりにくいと思うだけで、問題がないのであれば。ちなみにここに表示されている本人確認情報というのは何が表示されるんですか。

有馬係長 基本的には氏名、生年月日、住所となると思います。

清水会長 そういう情報が表示されているのとされていないのが本来あるけれども、対象になっているのは特定個人情報の仕様ですから、特定個人情報が表示されているけれども本人確

認情報が表示されていないというのはなさそうな気がするし。そうすると書かなくてもいいんじゃないの。無いとおっしゃるなら。

本人確認情報が表示されない端末はないとおっしゃる訳だから全部なんじゃないんですか、動いてる端末は全部この中に入るんですよね。そしたら表示されない端末は書く必要がないんじゃないか。

白石委員 いいですか。

清水会長 はい。

白石委員 端末って画面出したときにいつも個人情報が出ているわけではなくて、場合によっては個人が特定されない、税務上の統計数値とかを見ているときもあるわけですよね。

有馬係長 おっしゃるとおり。

白石委員 そういう場合は個人が識別できる情報ではないでしょ。ここ曖昧ではあるけれども表示される端末なわけで、いつも個人情報が表示されるわけではなくて個人情報を呼び出せるという意味で。そういうことを記載したほうがよい。

清水会長 いろんな情報が入っている。特定個人情報だけを対象にした端末ではないでしょうから。でも特定個人情報が入っているような端末については、あるいは入っている可能性のある端末については何か事情があってやむを得ず離れてしまうとき、5分経ったらスクリーンセーバーが落ちるといったことなんですよ。

有馬係長 はい。

清水会長 あとで事務局の方で言葉の整理だけご相談していただけたらと。それでは次に。収税対策室の方は。

松島主査 市民税課の方と今回表記を合わせる形で変更分を提出させていただきましたので、市民税課の方から説明させていただいた表記の通り、収税対策室分といたしましても同様の変更をかけております。

収税対策室資料6ページにつきましては、市民税課資料12ページと同様の修正をかけさせていただいております。

続きまして、収税対策室資料2の7ページにつきましては、市民税課資料13ページと同様の修正をさせていただいております。先程、委員の先生方よりご指摘受けました点は収税対策室としましても市民税課と併せまして、表現の訂正等をさせていただければと考えております。

清水会長 具体的にはどこですか。

松島主査 7ページ下の部分。

清水会長 ちょっと質問。7ページの一番右側の補足説明のG。規定の内容について、この文章は市民税課資料の13ページと一緒にですか。

どちらにも共通するんですが、補足説明Gの下から5行目、実施体制を確立された上で、

それは結構です。実施の結果報告を書面により提出、2つの課は共通してこの書き方ですね。

松島主査 同じ書き方にしてあります。

清水会長 前回もお話をさせていただいたつもりでいたんですが、結果報告を書面で、という  
と終わってしまった状態でないと管理はしないのと同じ。つまり委託先に対する監督というのも再委託先に対する監督というのも、下がやっていることを上から見ている。監督をしていると。書面を出しなさいということで十分だろうか。場合によっては立ち入り  
検査とかね。

現在進行中の業務に対して介入する、こういうことがあってもおかしくはないとやってる自治体はいくらでもあるとは思いますが。そういう工夫をして書面だけ出せ、ということなんですか？今のところそこ止まり。今のところご報告がセットで、言い換えると国に対して報告をする、市がこういうことを改善していますというのは下に対して書面を出せというふうに要求するというところで止まっちゃうのかなど。

松島主査 計画を出していただきまして、結果については先程清水会長がおっしゃられるように書面で提出ということになりますが、実際の事務を行っていく上ではその途中に書面以外でのやりとりが通常発生してくるかと考えております。

清水会長 そう思っているなら何で書かないのかな。こういうこともやっていますと言ってや  
ってないということがばれたら困るというのであればこういう書き方もあるんでしょうし、  
ちゃんとやっているんだよと言われるのであれば、こんな方法があつて、こんな事も考えて  
おります。制度化というか、ガイドラインとか、そういうのは、まだ作ってないのかもしれ  
ないけれど、市としては、当然そんなこと言ってきます。たぶんそういうことには契約の裏  
付けがあると思います。実際に、そういうことをお書きになればよりいい報告になるわけ  
です。それを書面を出せというところ、開示しました。なんとなく今まで書面で出させてな  
かったのかという話であったり、あるいは書面だけとか見られる可能性もあつて、せつかくの  
報告書なのだからやってることはみんな書いたらどうなんですか。

白石委員 13ページの上に、規定の内容ってありますよね。その中に監査、検査ってという項  
目がありますよね。具体的には何をしていますか。

松島主査 こちらに書かせていただいておりますのは、一般的な部分も含めての委託行為とい  
うふうに考えておりますので、通常監査につきましては相手が法人格等をもってですね、委  
託先としての法人としての監査が必要な場合等につきましては、監査ということになるか  
と思いますけれども、通常、システム、コンピューターを使うとか、そういった部分につ  
きましては、システムとしてでき上がったものの検査、こちら側が求めているものが、ち  
ゃんとでき上がっているのか、はたまた他に影響がないのかといったところの部分につ  
きまして、検査をさせていただき、最終的には納品というところに結びついていくとい  
うふうには考えております。

白石委員 中間の検査はしないんですか。中間でちゃんと個人情報を守って業務をやってきたとか、検査しないのか。

松島主査 事業規模等によっては中間検査が入ってくるものもございます。それ以外には定例会等含めまして、事業進捗管理等行いながらその都度その場、そのタイミングで完成品として上がってくるというものがないような委託もございますので中間検査という名前ではなくなってしまうかもしれませんが途中の履行管理をさせていただく形はとっております。

清水会長 おっしゃるとおりだと思うのですが、監査の場合は会計監査だけではなくて事務監査もありますよね。

検査の場合、中間という名前を使うかどうかはおいといて、先程見ていただいたGの規定の内容、実施の結果、結果報告を書面にて提出させることといたしました、ここでは終わっちゃったという報告なんですよね。

そうだとすると、進行状況、今現在進行形でやっている時にここちょっとおかしくないかというような問題が起きたときに市は結果が出たときに書面で報告をさせますか、ということになりませんか。

松島主査 現実的にはそのような対応はいたしませんので、委託先に対しまして指導といたしますか、介入をさせていただいて完成品を目指すような形をとらせていただきます。

清水会長 先ほどもそうなんですけど、進行状況に合わせていろいろやっているはずなんですよ。せっかくやっていることを書いていないというのはもったいない。制度の裏付けがなければできないと必ずしもないわけで。

白石委員 全体管理みたいな曖昧な書き方ではなく今おっしゃったように中途も含めてちゃんと指導してるわけでしょ。そのことを抽象的に全体管理と言うのではなく、もっと具体的に書いてもいいんじゃないですか。

清水会長 なにか事務局からご説明ございますか。こういう報告を出させるのは、国が何を考えてるか私にはわかりませんが、特定個人情報の取り扱いがずさんになる事について不安があるわけですよ。報告をさせる理由というのはこれだけやってますよ、大丈夫ですよというふうに言って報告したいわけですからやってあることは皆書いてあることだと。今の点はご検討いただければと思います。そのほかに事務方のほうから。

渡辺係長 続きまして前回ご質問がありました、団体内統合宛名番号について、総務課システム係からご説明いたします。

瀬川係長 総務課システム係瀬川です。A4縦の資料の16ページを開いてください。

下段の文章の右側ですね。上から6行目にセキュリティ確保の観点から、中間サーバーでは個人番号、これはつまり、マイナンバーのことです。個人番号そのものは保有しないこととされているとあります。

セキュリティ確保の観点ということで、個人番号において、セキュリティ上の危険につい

て、どのような事態を想定しているのか。というのが、ページを戻っていただいて、11 ページですね。左側の段の文章の、上から、15 行目ですね。

個人番号を元に情報が、いずれかに集約されたり、特定箇所から芋づる式に漏えいしたりするのを避けるため、個人情報を一元管理するのではなく、現状における各機関ごとの個人情報の分散管理の方式を維持することとして、個人情報の保護に万全の配慮を行ったシステム構成としているっていう、最初の部分ですね。

一つにまとまると、そこから一気に漏れてしまうというそういう危険を想定しているということで、それを図によって示したのが 12 ページですね。図が二つ並んでますけれども、下の段の方です。×と○で一元管理の方には×がついてまして、分散管理、これにマルがついています。

これはものすごく、単純な図式になっているんですけども、例で、市町村と日本年金機構が、地方税情報の紹介、提供をやりとりするっていうことになってますけれども、ここの情報の提供と紹介、この部分に団体内統合宛名システムや、中間サーバーや、そういったシステムを使って、安全に、個人番号、マイナンバーを守るためのシステムということで、運営されています。以上です。

清水会長 山田先生から何か。

山田委員 特にありません。

清水会長 一元管理に問題あるならマイナンバー止めればいいのか。そうもいかない。制度を作ったときにも反対論がありました。一元管理をすると漏れた時の被害が大きいよということは国会で散々議論、指摘していた。この問題については特にこれ以上ご質問がございませんので、本件についてはこれで終了と。

それでは審議していただいた内容を踏まえまして答申案を作りましょう。事務局のほうで今までの議論の取りまとめをしていると思いますので、ちょっと休憩時間を取ります。

## 15分程休憩

清水会長 皆さんお戻りになりましたので、再開させていただきたいと思います。

答申案を作ってくださいましたので、事務局の方から読み上げていただいて、よろしくお願ひします。

渡辺係長 市民税・県民税の課税に関する事務の重点項目評価書及び地方税の収納管理に関する事務の重点項目評価書の取り扱いについて答申。令和2年7月14日付木経改第167号-5にて諮問のありましたこのことについては下記の通り答申します。

第1、審査会の結論。行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（内平成25年法律第27号）に基づく、特定個人情報保護評価に関する規則（平成

26年、定個人情報保護委員会規則第1号、)15条及び特定個人情報保護評価指針(平成26年特定個人情報保護委員会告示第4号。以下「指針」という。)第6-2の(4)の定めにより、再実施を行った市民税・県民税の課税に関する事務の重点項目評価。及び地方税の収納管理に関する事務の重点項目評価が記載された評価書の内容は、指針に定める審査の観点に照らし、適合性及び妥当性ともに、概ね妥当であると認める。

第2、判断の理由。1 適合性について、しきい値判断に基づく重点項目評価を木更津市長が主体となって、公表日から5年を経過する前に実施しており、その内容のすべてを公表することとしている(指針第5-3の(4))。これらは、指針に定める特定個人情報保護評価の実施手続き等に適合している。2 妥当性について、市民税・県民税の課税に関する事務及び地方税の収納管理に関する事務を担当するそれぞれの部署において、当該事務の内容を記載するとともに、特定個人情報ファイルを取り扱うプロセスにおける特定個人情報の漏えいその他のリスクについて、これまでの実務経験等から、得られた具体的な事案及び予見しうる事案を検討し、そのリスクを予防、軽減するために講ずべき措置を記載している。また、記載されたリスクを軽減させるための措置は、特定個人情報への侵害の未然防止、国民、住民の信頼の確保という、特定個人情報保護評価の目的を踏まえ、検討されている。

第3、審査会の付言、審査会としての本件に係る判断は以上の通りであるが、それに加えて以下の通り付言する。1、特定個人情報の適正な取り扱いの確保のための安全措置について、番号制度は、行政運営の効率化等を図り、かつ、国民が手続きの簡素化による負担の軽減、本人確認の簡易な手段その他の利便性の向上を得られるようにするために導入されたものである。これまで木更津市においては、特定個人情報の漏えいは発生していないが、一方で、特定個人情報の流出による不正突合や追跡により、身体、財産等の被害に対する懸念が示されていることに鑑み、安全対策に完全ということはないため、先進市における取り組みや、民間企業における有効な取り組み等の情報収集に努め、変化の著しい情報技術の進展に対応するための安全対策の拡充に向けて、継続的に取り組むよう要請する。

2、再委託の承諾に係る審査の実施について。市は、再委託をすることが適切かどうか、処理する内容、再委託先において取り扱う情報、当該情報取り扱いにあたっての安全性の確保及び業務遂行能力を、委託先から説明を受けるなどして、再委託の可否について判断し、再委託の承諾に係る審査の実施をするよう取り組むことを要請する。

3、委託先、再委託先への管理及び監督について、特定個人情報保護の重要性から、市は、委託先に対し、委託先及び再委託先における特定個人情報の管理について、市が実施する特定個人情報の保護水準に準じた安全管理が図られるように、必要かつ適切な指導及び監督を行うことに取り組むよう要請する。

4、再委託の基準について、再委託は原則行わないとされているが、例外的に再委託を行う場合について、少なくとも、特定個人情報を扱う業務委託については、全庁的にその基準を

設けるなど、より適切な運用について検討することを要請する。以上になります。

清水会長 ありがとうございます。この答申内容について委員の先生方でご意見ございませんか。山田先生。

山田委員 内容に対してはなにもない。2枚目一番上の市の上、令和2年7月14日付け木経改第167号-5で諮問のありました、このことについてはというこの言葉の運びっていうのはごく普通なんですか。僕はこの言葉の流れに違和感があるものですから、僕の語感とすると諮問がありました。このことについては、ならいいんですよ。これ繋げるんだとすると、諮問のありましたことについては、語感とすると、すんなりしてるんで、前にもどっかここで読んだような気がするんですけどね、これが通常使う行政文書の在り方だっていうのなら、あえてどうしろとは言いませんけども、私個人としてはこの表現に違和感があるということです。

渡辺係長 前回もご指摘いただいたのですが、行政文書の言い回しとして通例となっているのでこのままとさせていただきたいと思います。

清水会長 通常使う日本語としては、丸をいれたほうが普通の文章になりますけどね。

鬼形先生、よろしいでしょうか。

それでは、異論がないということでこの内容で答申をさせていただきたいと思います。

清水会長 令和2年7月21日。木更津市長渡辺芳邦様。市民税・県民税の課税に関する事務の重点項目評価書及び地方税の収納管理に関する事務の重点項目評価書の取扱いについて（答申）令和2年7月14日付木経改第167号-5にて諮問のありましたこのことについては、下記のとおり答申します。

第1、審査会の結論。行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）に基づく特定個人情報保護評価に関する規則（平成26年特定個人情報保護委員会規則第1号）第15条及び特定個人情報保護評価指針（平成26年特定個人情報保護委員会告示第4号。以下「指針」という。）第6の2の(4)の定めにより再実施を行った市民税・県民税の課税に関する事務の重点項目評価及び地方税の収納管理に関する事務の重点項目評価が記載された評価書の内容は、指針に定める審査の観点に照らし、適合性及び妥当性ともに、おおむね妥当であると認める。

第2、判断の理由。1、適合性について。しきい値判断に基づく「重点項目評価」を、木更津市長が主体となって公表日から5年を経過する前に実施しており、その内容の全てを公表することとしている（指針第5の3の(4)）。これらは、指針に定める特定個人情報保護評価の実施手続等に適合している。

2、妥当性について。市民税・県民税の課税に関する事務及び地方税の収納管理に関する事務を担当するそれぞれの部署において、当該事務の内容を記載するとともに、特定個人情報ファイルを取り扱うプロセスにおける特定個人情報の漏えいその他のリスクについて、こ

これまでの実務経験等から得られた具体的な事案及び予見し得る事案を検討し、そのリスクを予防軽減するために講ずべき措置を記載している。また、記載されたリスクを軽減させるための措置は、特定個人情報への侵害の未然防止、国民・住民の信頼の確保という特定個人情報保護評価の目的を踏まえ検討されている。

第3、審査会の付言。審査会としての本件に係る判断は以上のとおりであるが、それに加えて以下のとおり付言する。1、特定個人情報の適正な取扱いの確保のための安全措置について。番号制度は、行政運営の効率化等を図り、かつ、国民が、手続の簡素化による負担の軽減、本人確認の簡易な手段その他の利便性の向上を得られるようにするために導入されたものである。これまで木更津市においては特定個人情報の漏えいは発生していないが、一方で、特定個人情報の流出による不正突合や追跡により身体、財産等の被害に対する懸念が示されていることに鑑み、安全対策に「完全」ということはないため、先進市における取組みや民間企業における有効な取組み等の情報収集に努め、変化の著しい情報技術の進展に対応するための安全対策の拡充に向けて、継続的に取り組むよう要請する。

2、再委託の承諾に係る審査の実施について。市は、再委託をすることが適切かどうか、処理する内容、再委託先において取り扱う情報、当該情報を取り扱うにあたっての安全性の確保及び業務遂行能力を委託先から説明を受けるなどして、再委託の可否について判断し、再委託の承諾に係る審査の実施をするよう取り組むことを要請する。

3、委託先、再委託先への管理及び監督について。特定個人情報保護の重要性から、市は委託先に対し、委託先及び再委託先における特定個人情報の管理について、市が実施する特定個人情報の保護水準に準じた安全管理が図られるように、必要かつ適切な指導及び監督を行うことに取り組むよう要請する。

4、再委託の基準について。再委託は原則行わないとされているが、例外的に再委託を行う場合について、少なくとも特定個人情報を扱う業務委託については、全庁的にその基準を設けるなど、より適切な運用について検討することを要請する。

渡辺係長 では高浦部長よりご挨拶を申し上げます。

高浦部長 市民税・県民税の課税に関する事務の重点項目評価書の取り扱い等の諮問をさせていただいたところでございますが、慎重な審議をいただく中で、貴重なご意見、ご提案を賜りましたことを、厚く御礼を申し上げます。

答申いただきました趣旨を踏まえまして、今後の事務を遂行して参りたいと存じます。委員の皆様には引き続き本市の情報公開の総合的な推進及び個人情報保護に関しまして、特段のご理解、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。答申のお礼とさせていただきます。誠にありがとうございました。

清水会長 それでは、まだ案件がたくさん残っておりますので、審査請求に係る審議については火葬場建設準備室の方にご参考いただきます。準備はよろしゅうございますか。続きまし

て、情報公開請求に対する、審査請求の諮問についてでございます。

まず形式的なところからお話をいたしますと、木更津市審議会等の会議の公開に関する条例第4条では、審査請求に係る会議については非公開とされておりますので、委員先生方は、特に、公開をしようということについての申し出がなければ、非公開でやりたいというふうに思いますが、いかがでございましょうか。よろしければ、本会議はこれより非公開といたします。傍聴人いらっしゃいませんので、事務局の方から、ご説明お願いいたします。

事務局より概略の説明 審議会にて審議
-----------------------

清水会長 そういうことで、今回はこれで打ち切りと。ただ、インカメラ審理をするということだけは決めておきたい。今までほとんど例がないものですから、こういう時にやっておかないと。せっかくの条文が死にますので。ですからその点はご了承いただいて、事と次第によっては皆さんの委員会の代表ということで資料を見せていただくかもしれない。いずれにしても今回は時間もありませんし。ちょっと無理なスケジュールを言ってしまったと反省もしております。事務局の方から何かございますか。

渡辺係長 資料を準備させていただくと、次回の日程調整のほうを後日連絡させていただきたいので、よろしく願いいたします。

清水会長 今日はお忙しいところ長時間申し訳ございませんでした。どうもありがとうございました。

上記会議録を証するため下記署名する。

令和3年3月31日

木更津市情報公開・個人情報保護審査会会長 清水 幸雄